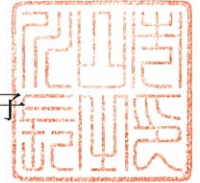


川 広 発 第 2 号
令和8年7月22日

川口市監査委員	西	原	信一郎	様
同	金	井	洋	様
同	関		由紀夫	様
同	飯	塚	孝行	様

川口市長 岡村 ゆり子



定期監査結果（指摘）に基づく措置について（通知）

令和8年5月28日執行の市長室定期監査結果について、下記のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

指摘事項

収入事務について（広報課）

広報課の雑入において、現金出納簿の記入及び納付書の納期限の指定が、川口市会計事務規則に則って行われていないものが見受けられたので、適正に事務を執行されたい。

講じた措置の内容

現金出納簿については、令和8年5月29日の現金取扱い分から領収書との突合を徹底し、川口市会計事務規則に則った適正な記入方法に改め、納付書の納期限については、令和8年4月9日付けの広報かわぐち広告掲載料に係る納付書から納期限を指定するよう、事務の見直しを講じました。

